優良種高の造成に関する條例制定につい

= 造 ナ成 ルバ 年六月 関す 三朝町長と次のよう うに定めます

扳

出 雅

مح

す る





昭和二十九年三朝町条例第

条 この条例は家畜の改良を行うため優良なものを介例の目的) 保保田して優秀な家畜を必成することを目的とする

範圍内で投勵金を交付する 町長は後良と説める種南の飼育者と対し予質り

(侵良種高の選定)

第二年二十二の規定の優良種富日優良種富田審查子員面日の窓 と合格したものとつき 選起する

第四条 優良種畜の選是を受りようとするものは優良種畜 町長は上町頭の中部があったときはんを優良種を田室 委員合日の審省に附するものとする

書(なるなりを放いを載し飼育者に対し優良種高的明命にからなりを放いを載し飼育者に対し優良種高的明

、間三月度理につて町長の指示に従うものとする。 として請達日(禄式第三覧)を提出しなければなりない 然為心の交付を受けたものは次の事項を過りする一

今大家高は第三屋仔を分娩するまで、中表高は三ヶ年火内に町以分後した場合は直に届出行高の検査を受かなり水はならないの所有権移転の場合は予の町長の承認を得なり小ばならない、の時段の指足する種はを交配する この思してなり、 外にたずしてはなりない 但し町長の承認を受けたものは

一般良徳百支震受けたものは第一項各境の表務を赴承七七年

我断全の各部

第七条 新年以及 「大局合は登局を、逐期させしめる 三朝町長 氏 名 殿

東白郡三朝町大学

八条一後良種畜。產仔は町内希望者。留保下協力するものとすで

第九条 この条例の外公要な事項は規則でこれを提める

この条例は公布の日より施行する

優良種畜の造成人国する条例第四条第一項の想表人よりでは、月一多、優良種畜番香中請生日 審查を受りたくた記を具して申請致します

	種	
	類名	
	名	
	捷	
-	性别	
*	生	一言
	九 提 性别 生年月日 產	
	產	
•	地	۱
	父	Í
	0	党
	本	_
	F	P

. 3 -

要新年月日 飼養者住所氏名 責任者(旬)

(重人)

仍てその證として請生日を提出致します」を遵守しますましたので同条例学大年等一項の規定を遵守します。後良種畜の造成以関する条例による模勵金の交付を受け Э

船和